

## (第6面)

## 備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が500トン以上1,000トン未満の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 3 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 4 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

(様式第27号) (第46条関係)

(第1面)

## 産業廃棄物処理計画実施状況報告書

年 月 日

長野県知事 殿

報告者

住所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第 55 条第 2 項の規定により  
 産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

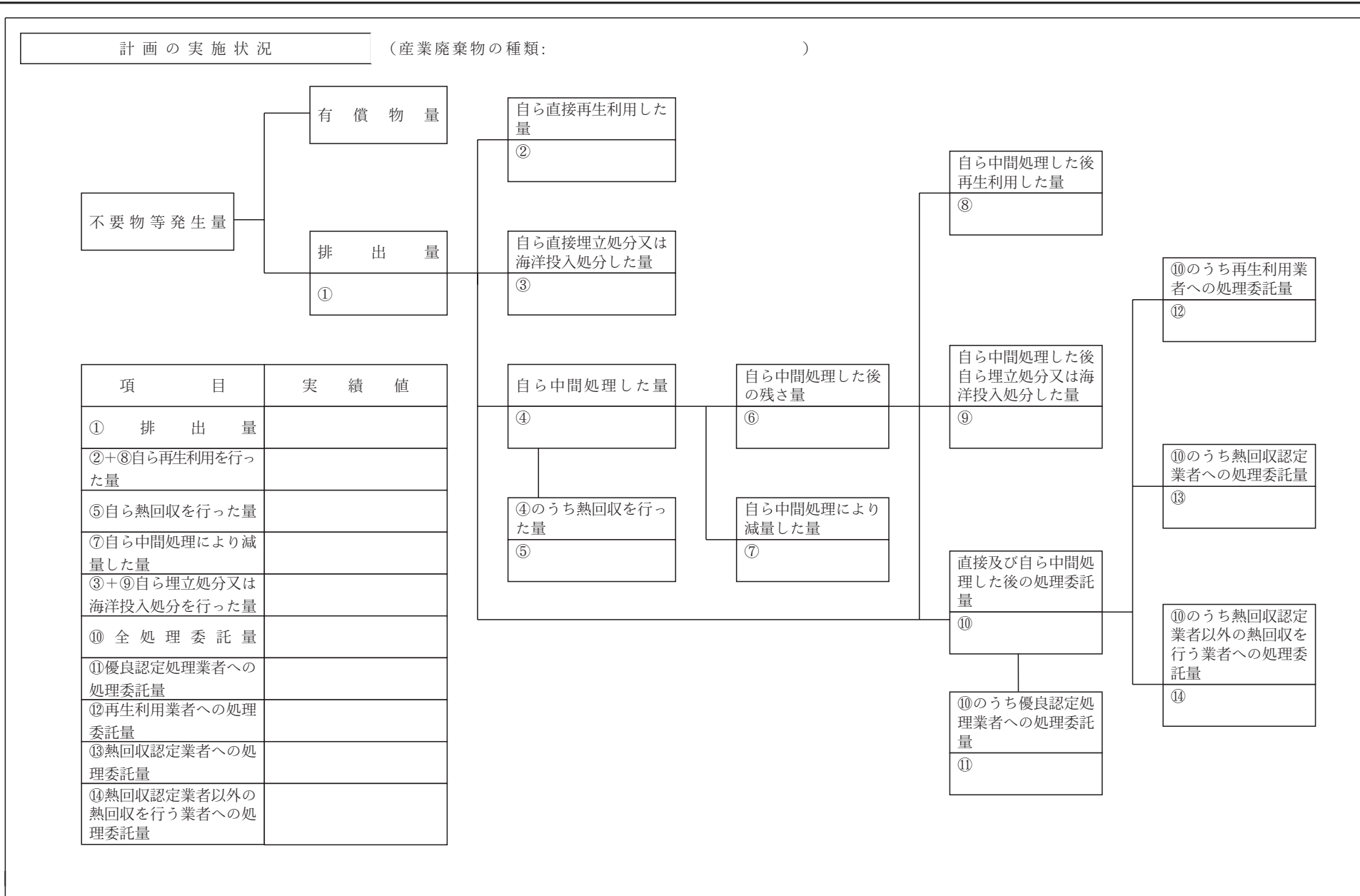
年度の産業廃棄物処

事業場の名称	
事業場の所在地	
事業の種類	
産業廃棄物処理計画における 計画期間	

## 産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	t	全処理委託量	t
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への 処理委託量	t
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	再生利用業者への 処理委託量	t
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への 処理委託量	t
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t

(第2面)



(第3面)

備考

- 1 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 2 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 3 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 4 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 5 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第46条第4項を改め、同項を同条第3項とする改正規定（同条第4項を改める部分に限る。）は、平成23年10月1日から施行する。

廃棄物対策課

長野県工業技術総合センター試験等手数料の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成23年3月31日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第12号

長野県工業技術総合センター試験等手数料の額を定める規則の一部を改正する規則

長野県工業技術総合センター試験等手数料の額を定める規則（昭和58年長野県規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表の繊維の項中

1 製糸試験		
(1) 強伸度試験	1 件	2,000
(2) 練減試験	〃	5,600
2 繊維試験		
(1) 綿ふとんわた		
ア 白色度試験	〃	700
イ 比容積試験	〃	1,100
ウ 圧縮弾性試験	〃	2,800
エ きょう雑物試験	〃	1,800
オ 保温率試験	〃	1,800
(2) 繊維、糸又は高分子材料		
ア 番手織度試験	〃	700

1 繊維試験		
(1) 繊維、糸又は高分子材料		
ア 番手織度試験	1 件	700

に、

ク 摩擦係数試験	〃	2,800
ケ 摩耗試験	〃	4,500
コ 燃焼性試験	〃	5,400

を

ク 燃焼性試験	〃	5,400
---------	---	-------

に、

サ 糸加工試験		
(3) 布はく		

に、

ケ 糸加工試験		
(2) 布はく		

「エ はく離強さ試験」を「エ 剥離強さ試験」に、「3 染色試験」を「2 染色試験」に、

を

<p>「</p> <table border="1"> <tr> <td>(1) 染料試験</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア 性状試験</td> <td>〃</td> <td>2,800</td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 部属鑑定試験</td> <td>〃</td> <td>2,800</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 繊維処理剤試験</td> <td>〃</td> <td>2,100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 染色加工試験</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア 精練及び漂白試験</td> <td>〃</td> <td>1,500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 染色試験</td> <td>〃</td> <td>2,200</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウ 仕上試験</td> <td>〃</td> <td>1,900</td> <td></td> </tr> <tr> <td>エ 樹脂加工試験</td> <td>〃</td> <td>4,200</td> <td></td> </tr> </table> <p>を</p> <p>「</p> <table border="1"> <tr> <td>(1) 染料部属鑑定試験</td> <td>〃</td> <td>2,800</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 染色加工試験</td> <td>〃</td> <td>2,300</td> <td></td> </tr> </table> <p>に、「(4)」を「(3)」に、</p> <p>「</p> <table border="1"> <tr> <td>イ ガス退色試験</td> <td>〃</td> <td>4,800</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウ 水試験</td> <td>〃</td> <td>1,600</td> <td></td> </tr> </table> <p>を</p> <p>「</p> <table border="1"> <tr> <td>イ 水試験</td> <td>〃</td> <td>1,600</td> <td></td> </tr> </table> <p>に、</p> <p>「</p> <table border="1"> <tr> <td>エ 洗濯試験</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>オ ドライクリーニング試験</td> <td>を</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>「</p> <table border="1"> <tr> <td>ウ 洗濯試験</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>エ ドライクリーニング試験</td> <td>に、</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>「</p> <table border="1"> <tr> <td>カ 熱湯試験</td> <td>〃</td> <td>1,500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>キ 汗試験</td> <td>〃</td> <td>1,800</td> <td></td> </tr> </table> <p>を</p> <p>「</p> <table border="1"> <tr> <td>オ 汗試験</td> <td>〃</td> <td>1,800</td> <td></td> </tr> </table> <p>に、</p> <p>「</p> <table border="1"> <tr> <td>ク 摩擦試験</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ケ ホットプレッシング試験</td> <td>を</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 繊維鑑別混用率試験</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>「</p> <table border="1"> <tr> <td>カ 摩擦試験</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>キ ホットプレッシング試験</td> <td>に改め、同表の機械金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 繊維鑑別混用率試験</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>属の項中</p> <p>「</p> <table border="1"> <tr> <td>ア 伸び又はたわみの測定を要するもの</td> <td>〃</td> <td>2,300</td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 伸び又はたわみの測定を要しないもの</td> <td>〃</td> <td>2,100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウ 耐力の測定を要するもの</td> <td>〃</td> <td>5,100</td> <td></td> </tr> </table> <p>を</p>	(1) 染料試験				ア 性状試験	〃	2,800		イ 部属鑑定試験	〃	2,800		(2) 繊維処理剤試験	〃	2,100		(3) 染色加工試験				ア 精練及び漂白試験	〃	1,500		イ 染色試験	〃	2,200		ウ 仕上試験	〃	1,900		エ 樹脂加工試験	〃	4,200		(1) 染料部属鑑定試験	〃	2,800		(2) 染色加工試験	〃	2,300		イ ガス退色試験	〃	4,800		ウ 水試験	〃	1,600		イ 水試験	〃	1,600		エ 洗濯試験				オ ドライクリーニング試験	を			ウ 洗濯試験				エ ドライクリーニング試験	に、			カ 熱湯試験	〃	1,500		キ 汗試験	〃	1,800		オ 汗試験	〃	1,800		ク 摩擦試験				ケ ホットプレッシング試験	を			4 繊維鑑別混用率試験				カ 摩擦試験				キ ホットプレッシング試験	に改め、同表の機械金			3 繊維鑑別混用率試験				ア 伸び又はたわみの測定を要するもの	〃	2,300		イ 伸び又はたわみの測定を要しないもの	〃	2,100		ウ 耐力の測定を要するもの	〃	5,100		<p>「</p> <table border="1"> <tr> <td>ア 伸び又はたわみの測定を要するもの</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(7) 試験温度常温の場合</td> <td>〃</td> <td>2,300</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4) 恒温槽を用いる場合</td> <td>〃</td> <td>4,200</td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 伸び又はたわみの測定を要しないもの</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(7) 試験温度常温の場合</td> <td>〃</td> <td>2,100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4) 恒温槽を用いる場合</td> <td>〃</td> <td>3,900</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウ 耐力の測定を要するもの</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(7) 試験温度常温の場合</td> <td>〃</td> <td>5,100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4) 恒温槽を用いる場合</td> <td>〃</td> <td>6,700</td> <td></td> </tr> </table> <p>に、「   5,200   」を「   5,300   」に、</p> <p>「</p> <table border="1"> <tr> <td>(8) 疲労試験</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>を</p> <p>「</p> <table border="1"> <tr> <td>ウ 樹脂積層モデル評価装置によるもの</td> <td>1時間</td> <td>5,100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>エ 切削加工モデル評価装置によるもの</td> <td>〃</td> <td>3,100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(8) 疲労試験</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>に、</p> <p>「</p> <table border="1"> <tr> <td>8,500</td> <td>を</td> <td>8,700</td> <td>に、</td> </tr> <tr> <td>3,300</td> <td></td> <td>3,600</td> <td></td> </tr> </table> <p>「</p> <table border="1"> <tr> <td>2,000</td> <td>を</td> <td>2,300</td> <td>に、</td> </tr> <tr> <td>2,000</td> <td></td> <td>3,900</td> <td></td> </tr> </table> <p>「</p> <table border="1"> <tr> <td>(11) 接合試験</td> <td>〃</td> <td>5,400</td> <td></td> </tr> </table> <p>を</p> <p>「</p> <table border="1"> <tr> <td>(11) 接合試験</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア 点接合によるもの</td> <td>〃</td> <td>1,900</td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 線接合によるもの</td> <td>〃</td> <td>3,600</td> <td></td> </tr> </table> <p>「</p> <table border="1"> <tr> <td>2,800</td> <td>を</td> <td>2,900</td> <td>に、</td> </tr> <tr> <td>7,500</td> <td></td> <td>7,500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>16,000</td> <td></td> <td>18,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7,100</td> <td></td> <td>7,700</td> <td></td> </tr> <tr> <td>14,000</td> <td></td> <td>15,000</td> <td></td> </tr> </table> <p>「</p> <table border="1"> <tr> <td>イ 非接触形状測定装置によるもの</td> <td>1件(測定点10万点までごとに1件とする。)</td> <td>3,300</td> <td></td> </tr> </table> <p>を</p>	ア 伸び又はたわみの測定を要するもの				(7) 試験温度常温の場合	〃	2,300		(4) 恒温槽を用いる場合	〃	4,200		イ 伸び又はたわみの測定を要しないもの				(7) 試験温度常温の場合	〃	2,100		(4) 恒温槽を用いる場合	〃	3,900		ウ 耐力の測定を要するもの				(7) 試験温度常温の場合	〃	5,100		(4) 恒温槽を用いる場合	〃	6,700		(8) 疲労試験				ウ 樹脂積層モデル評価装置によるもの	1時間	5,100		エ 切削加工モデル評価装置によるもの	〃	3,100		(8) 疲労試験				8,500	を	8,700	に、	3,300		3,600		2,000	を	2,300	に、	2,000		3,900		(11) 接合試験	〃	5,400		(11) 接合試験				ア 点接合によるもの	〃	1,900		イ 線接合によるもの	〃	3,600		2,800	を	2,900	に、	7,500		7,500		16,000		18,000		7,100		7,700		14,000		15,000		イ 非接触形状測定装置によるもの	1件(測定点10万点までごとに1件とする。)	3,300	
(1) 染料試験																																																																																																																																																																																																																																					
ア 性状試験	〃	2,800																																																																																																																																																																																																																																			
イ 部属鑑定試験	〃	2,800																																																																																																																																																																																																																																			
(2) 繊維処理剤試験	〃	2,100																																																																																																																																																																																																																																			
(3) 染色加工試験																																																																																																																																																																																																																																					
ア 精練及び漂白試験	〃	1,500																																																																																																																																																																																																																																			
イ 染色試験	〃	2,200																																																																																																																																																																																																																																			
ウ 仕上試験	〃	1,900																																																																																																																																																																																																																																			
エ 樹脂加工試験	〃	4,200																																																																																																																																																																																																																																			
(1) 染料部属鑑定試験	〃	2,800																																																																																																																																																																																																																																			
(2) 染色加工試験	〃	2,300																																																																																																																																																																																																																																			
イ ガス退色試験	〃	4,800																																																																																																																																																																																																																																			
ウ 水試験	〃	1,600																																																																																																																																																																																																																																			
イ 水試験	〃	1,600																																																																																																																																																																																																																																			
エ 洗濯試験																																																																																																																																																																																																																																					
オ ドライクリーニング試験	を																																																																																																																																																																																																																																				
ウ 洗濯試験																																																																																																																																																																																																																																					
エ ドライクリーニング試験	に、																																																																																																																																																																																																																																				
カ 熱湯試験	〃	1,500																																																																																																																																																																																																																																			
キ 汗試験	〃	1,800																																																																																																																																																																																																																																			
オ 汗試験	〃	1,800																																																																																																																																																																																																																																			
ク 摩擦試験																																																																																																																																																																																																																																					
ケ ホットプレッシング試験	を																																																																																																																																																																																																																																				
4 繊維鑑別混用率試験																																																																																																																																																																																																																																					
カ 摩擦試験																																																																																																																																																																																																																																					
キ ホットプレッシング試験	に改め、同表の機械金																																																																																																																																																																																																																																				
3 繊維鑑別混用率試験																																																																																																																																																																																																																																					
ア 伸び又はたわみの測定を要するもの	〃	2,300																																																																																																																																																																																																																																			
イ 伸び又はたわみの測定を要しないもの	〃	2,100																																																																																																																																																																																																																																			
ウ 耐力の測定を要するもの	〃	5,100																																																																																																																																																																																																																																			
ア 伸び又はたわみの測定を要するもの																																																																																																																																																																																																																																					
(7) 試験温度常温の場合	〃	2,300																																																																																																																																																																																																																																			
(4) 恒温槽を用いる場合	〃	4,200																																																																																																																																																																																																																																			
イ 伸び又はたわみの測定を要しないもの																																																																																																																																																																																																																																					
(7) 試験温度常温の場合	〃	2,100																																																																																																																																																																																																																																			
(4) 恒温槽を用いる場合	〃	3,900																																																																																																																																																																																																																																			
ウ 耐力の測定を要するもの																																																																																																																																																																																																																																					
(7) 試験温度常温の場合	〃	5,100																																																																																																																																																																																																																																			
(4) 恒温槽を用いる場合	〃	6,700																																																																																																																																																																																																																																			
(8) 疲労試験																																																																																																																																																																																																																																					
ウ 樹脂積層モデル評価装置によるもの	1時間	5,100																																																																																																																																																																																																																																			
エ 切削加工モデル評価装置によるもの	〃	3,100																																																																																																																																																																																																																																			
(8) 疲労試験																																																																																																																																																																																																																																					
8,500	を	8,700	に、																																																																																																																																																																																																																																		
3,300		3,600																																																																																																																																																																																																																																			
2,000	を	2,300	に、																																																																																																																																																																																																																																		
2,000		3,900																																																																																																																																																																																																																																			
(11) 接合試験	〃	5,400																																																																																																																																																																																																																																			
(11) 接合試験																																																																																																																																																																																																																																					
ア 点接合によるもの	〃	1,900																																																																																																																																																																																																																																			
イ 線接合によるもの	〃	3,600																																																																																																																																																																																																																																			
2,800	を	2,900	に、																																																																																																																																																																																																																																		
7,500		7,500																																																																																																																																																																																																																																			
16,000		18,000																																																																																																																																																																																																																																			
7,100		7,700																																																																																																																																																																																																																																			
14,000		15,000																																																																																																																																																																																																																																			
イ 非接触形状測定装置によるもの	1件(測定点10万点までごとに1件とする。)	3,300																																																																																																																																																																																																																																			

<p>「</p> <p>イ 非接触形状測定装置によるもの</p> <p>(7) 二次元表面形状</p> <p>    a 形状測定                   "           1,500</p> <p>    b 形状解析                   "           1,100</p> <p>(4) 三次元表面形状</p> <p>    a 形状測定                   "           3,100</p> <p>    b 形状解析                   "           1,600</p> <p>」</p>	<p>を</p> <p>「</p> <p>    エ 信号特性試験           1 件           5,700</p> <p>」</p> <p>に、</p> <p>「</p> <p>    カ 組込み機器動作試験                        を</p> <p>    キ 電磁界解析試験                            」</p> <p>」</p> <p>「</p> <p>    オ 組込み機器動作試験                        に、</p> <p>    カ 電磁界解析試験                            」</p> <p>」</p>
<p>に、</p> <p>「</p> <p>    ア 表面粗さ測定機によるもの   1 件           を</p> <p>」</p> <p>「</p> <p>    ア 表面粗さ測定機によるもの   "           に、</p> <p>」</p>	<p>「</p> <p>    ク 燃料電池評価試験           1 件           18,000</p> <p>」</p> <p>を</p> <p>「</p> <p>    キ 燃料電池評価試験           1 件           18,000</p> <p>    ク 充放電試験                 "           7,500</p> <p>」</p> <p>に、</p>
<p>「</p> <p>    (7) 長さ、位置、角度、真円度、円筒度、真直度又は平面度</p> <p>        a スキャンング測定による場合   1件(測定点1,000点までごとに1件とする。)   8,100</p> <p>        b a以外の場合                   "           3,900</p> <p>    (4) カーブ                       1件(測定点50点までごとに1件とする。)   6,400</p> <p>    (ウ) カーブ測定用設計値の入力   1件(入力点50点までごとに1件とする。)   8,000</p> <p>」</p>	<p>「</p> <p>    (4) 温湿度サイクル試験           "           4,400</p> <p>」</p> <p>を</p> <p>「</p> <p>    (4) 低温低湿試験                 "           9,000</p> <p>    (5) 温湿度サイクル試験           "           4,400</p> <p>    (6) 高温温湿度サイクル試験       "           5,200</p> <p>」</p> <p>に、</p> <p>「</p> <p>    (5) 高度加速寿命試験                         を</p> <p>    (6) 冷熱衝撃試験                             」</p> <p>    (7) 振動試験                                 」</p> <p>」</p> <p>「</p> <p>    (7) 高度加速寿命試験                         に、</p> <p>    (8) 冷熱衝撃試験                             」</p> <p>    (9) 振動試験                                 」</p> <p>」</p>
<p>を</p> <p>「</p> <p>    (7) 長さ、位置、角度、真円度、円筒度、真直度、平面度又はカーブ                   "           4,300</p> <p>    (4) 形状照合                     "           1,600</p> <p>    (ウ) 形状解析                    "           1,600</p> <p>」</p>	<p>「</p> <p>    (8) 衝撃試験                                (10) 衝撃試験                       に、</p> <p>    (9) 浸せき試験                              (11) 浸せき試験                    に、</p> <p>」</p> <p>「</p> <p>    (10) 塩水噴霧試験               1件(24時間までごとに1件とする。)   2,700</p> <p>」</p>
<p>に、「             900  」を</p> <p>「   1           件             900  」に、</p>	<p>を</p> <p>「</p> <p>    (12) 塩水噴霧試験               1件(24時間までごとに1件とする。)   2,800</p> <p>」</p>
<p>「</p> <p>    エ 信号特性試験               1 件           5,700</p> <p>    オ 撮影情報解析試験</p> <p>        (7) 単純撮影素材           1件(1映像300フレーム解析点10点までごとに1件とする。)   21,000</p> <p>        (4) 特殊撮影素材           "           26,000</p> <p>」</p>	<p>に、「   (11) キャス試験    」を「   (13) キャス試験    」に、</p>

(12) ガス腐食試験	1件(4時間までごとに1件とする。)	7,500
(13) ウェザー試験	1件(2時間までごとに1件とする。)	6,000

(14) ウェザー試験	1件(4時間までごとに1件とする。)	7,000
-------------	--------------------	-------

に、「(14)」を「(15)」に、「(15)」を「(16)」に、「(16)」を「(17)」に改め、同表の食品の項中

(3) 発酵試験	〃	7,600
(3) 発酵試験	〃	7,600
(4) 分子生物学的同定試験	〃	38,000

に改め、同表の化学等の項中

13,000	を	19,000
--------	---	--------

に改め、「及びエックス線光電子分光分析装置」

14,000	を	19,000
--------	---	--------

を削り、

4,300	を	4,500
6,300	を	7,800
6,000	を	10,000

に改め、同表の

備考の1中「1,500円」を「1,800円」に改め、同備考の5中「機械金属の項の5の(6)のイ」を「機械金属の項の5の(6)のアの(7)及びイ」に、「1測定箇所又は1件」を「1件又は1測定箇所」に改め、「ついで」の次に「、同アの(7)にあっては、同一試験品については700円(測定する箇所が等間隔の場合の2件目以降については400円)、異なる試験品の最初の1件については2,300円、異なる試験品の2件目以降については300円」を加え、同備考の6中「(ウを除く。)」を削り、「900円」の次に「、同エのウ)にあっては1,700円」を加え、同備考の7中「機械金属の項の10の(10)、(11)及び(14)」を「機械金属の項の10の(8)及び(12)から(15)まで」に、「同(10)」を「同(8)」に、「1,900円、同(11)」を「5,000円、同(12)にあっては2,000円、同(13)」に、「同(14)」を「同(14)にあっては5,700円、同(15)」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

ものづくり振興課

財務規則の一部を改正する規則をここに公布します。  
平成23年3月31日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第13号

財務規則の一部を改正する規則

財務規則(昭和42年長野県規則第2号)の一部を次のように改正する。

第74条第2項第4号中「又は」を「、特別支援学校又は」に改める。

別表第1の10中「中条高等学校 犀峽高等学校」を「犀峽高等学校」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

会 計 課

長野県短期大学学則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成23年3月31日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第14号

長野県短期大学学則の一部を改正する規則

長野県短期大学学則(昭和36年長野県規則第40号)の一部を次のように改正する。

目次中「第4条の2」を「第4条の3」に改める。

第1章中第4条の2の次に次の1条を加える。

(公表)

第4条の3 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進を図るため、教育研究活動等の状況についての情報を、刊行物への掲載、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

別表第1の1の専門開放科目の項中「ジェンダー論2 保育内容総論2」を「ジェンダー論2」に改め、同1の備考の2を削り、同備考の3を同備考の2とし、同表の2の生活科学科健康栄養専攻の項中「栄養情報処理演習2」を「栄養情報処理演習I 1 栄養情報処理演習II 1」に改め、同2の幼児教育学科の項中「幼児教育学4 保育原理4 養護原理2」を「幼児教育学I 2 保育原理2 幼児教育課程論2 社会的養護2」に、「児童福祉2 社会福祉援助技術2 家族援助論2 小児栄養2」を「児童家庭福祉2 相談援助1 保育臨床相談1 家庭支援論2 子どもの食と栄養2」に、「ピアノのレッスンI 2 幼児の音楽教育2 造形演習I 2 造形の指導2 幼児の健康(自然体験活動を含む。)) 2 子どもと運動2 身体表現の指導2 幼児の言語(児童文学を含む。)) 1 子どもと人間関係1 子どもと環境1」を「音楽表現I 2 保育内容(音楽表現) I 2 造形表現I 2 保育内容(造形表現) 2 保育内容(健康) 2 身体表現2 保育内容(身体表現) 2 保育内容(言葉) 1 保育内容(人間関係) 1 保育内容(環境) 1」に、「幼児教育課程論2 指導法の研究2 教育心理学2」を「指導法の研究2 幼児教育学II 2 教育心理学1」に、「小児保健I 2 小児保健II 2 小児保健実習1 精神保健2」を「子どもの保健I A 2 子どもの保健I B 2 子どもの保健II 1」に、「造形演習II 2 幼児の音楽指導2 ピアノのレッスンII 2 ピアノのレッスン

Ⅲ 2 保育臨床相談 2 障害児保育 1 養護内容 1」を「造形表現Ⅱ 2 保育内容 (音楽表現) Ⅱ 2 音楽表現Ⅱ 2 音楽表現Ⅲ 2 障害児保育Ⅰ 1 障害児保育Ⅱ 1 社会的養護内容 1」に、「教育実習 4」を「実習研究Ⅲ 2 教育実習 4」に改める。

別表第3中

専 門 教 育 科 目			
必 修	選 択	学 科 共 通 選 択	合 計

を

専 門 教 育 科 目			合 計
必 修	選 択	学 科 共 通 選 択	

に改め、同表の

幼児教育学科の項中 「48単位」 を 「46単位」 に、「31単位」を「33単位」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成23年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 平成23年3月31日現在に在学する者の履修すべき学科目、単位数及び履修方法については、この規則による改正後の長野県短期大学学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

教育総務課

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように制定します。

平成23年3月31日

長野県公営企業管理者職務執行者  
長野県企業局長 山本浩司

**長野県公営企業管理規程第2号**

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

企業職員の給与に関する規程(昭和43年長野県公営企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第5条を削り、第5条の2を第5条とし、第5条の3を第5条の2とする。

第7条中「管理者」を「長野県公営企業管理者(以下「管理者」という。)」に改める。

附則第2項の前の見出し及び同項から附則第6項までを削り、附則第1項中「(以下「施行日」という。)」を削り、同項の見出し及び項番号を削る。

附 則

(施行期日)

- この管理規程は、平成23年4月1日から施行する。  
(特地勤務手当の月額等に関する経過措置)
- この管理規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日においてこの管理規程による改正前の企業職員の給与に関する規程(附則第4項において「改正前の管理規程」という。)第5条第1項の表の左欄に掲げられていた現地機関は、平成25年3月31日ま

での間、企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和43年長野県条例第22号。次項において「条例」という。)第9条第1項に規定する生活の著しく不便な山間地に所在する現地機関等として管理者が指定するものとする。

- 前項に規定する現地機関に勤務する職員の条例第9条第1項の規定による特地勤務手当の月額、施行日の前日から引き続き当該現地機関に勤務している職員にあっては特地勤務手当経過措置基礎額に100分の2.5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に、施行日から平成24年3月31日までの間にあっては100分の70を、同年4月1日から平成25年3月31日までの間にあっては100分の40を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)、当該職員以外の者にあっては当該職員との権衡を考慮して別に長野県公営企業管理者が定める額とする。

- 前項の特地勤務手当経過措置基礎額は、改正前の管理規程第5条第3項に規定する勤務開始日(以下「勤務開始日」という。)に受けていた給料の月額(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第39条第3項の規定により読み替えて適用される地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(地方公営企業法第39条第3項の規定により読み替えて適用される地方公務員の育児休業等に関する法律第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下この項及び次項において「育児短時間勤務職員等」という。))以外の職員にあっては勤務開始日において育児短時間勤務職員等であったものにおいてはその月額を勤務開始日における職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和27年長野県条例第9号)第2条第2項の規定の例により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定の例による勤務時間で除して得た数(以下この項及び次項において「育児短時間算出率」という。)で除して得た額、育児短時間勤務職員等であった勤務開始日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったものにおいてはその月額に育児短時間算出率を乗じて得た額、育児短時間勤務職員等であった勤務開始日において育児短時間勤務職員等であったものにおいてはその月額を勤務開始日における育児短時間算出率で除して得た額に育児短時間算出率を乗じて得た額。附則第6項において同じ。)及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額と施行日の前日に受けていた給料の月額(育児短時間勤務職員等以外の職員にあってはその日において育児短時間勤務職員等であったものにおいてはその月額をその日における育児短時間算出率で除して得た額、育児短時間勤務職員等であったものにおいてはその日において育児短時間勤務職員等以外の職員にあってはその月額に育児短時間算出率を乗じて得た額、育児短時間勤務職員等であったものにおいてはその日における育児短時間算出率で除して得た額に育児短時間算出率を乗じて得た額)及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額を合算した額とする。

- 次に掲げる職員の附則第3項の特地勤務手当経過措置基礎額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による特地勤務手当経過措置基礎額から、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額を減じた額とする。

- 施行日の前日において減額支給対象職員(一般職の職員の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第6号)附則第5項の規定の例により給与が減ぜられて支給される職員をいう。以下同



じ。)であって、勤務開始日において減額支給対象職員であったもの 勤務開始日に受けていた給料月額(育児短時間勤務職員等以外の職員であって勤務開始日において育児短時間勤務職員等であったもの)にあってはその月額を勤務開始日における育児短時間算出率で除して得た額、育児短時間勤務職員等であって勤務開始日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったもの)にあってはその月額に育児短時間算出率を乗じて得た額、育児短時間勤務職員等であって勤務開始日において育児短時間勤務職員等であったもの)にあってはその月額を勤務開始日における育児短時間算出率で除して得た額に育児短時間算出率を乗じて得た額)に100分の0.5を乗じて得た額(第3号及び次項において「勤務開始日に係る減額基礎額」という。)と施行日の前日に受けていた給料月額(育児短時間勤務職員等以外の職員であってその日において育児短時間勤務職員等であったもの)にあってはその月額をその日における育児短時間算出率で除して得た額、育児短時間勤務職員等であってその日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったもの)にあってはその月額に育児短時間算出率を乗じて得た額、育児短時間勤務職員等であってその日において育児短時間勤務職員等であったもの)にあってはその月額をその日における育児短時間算出率で除して得た額に育児短時間算出率を乗じて得た額(次号において「施行日の前日における減額基礎額」という。)を合算した額の2分の1に相当する額

- (2) 施行日の前日において減額支給対象職員であって、勤務開始日において減額支給対象職員以外の職員であったもの 施行日の前日における減額基礎額の2分の1に相当する額
- (3) 施行日の前日において減額支給対象職員以外の職員であって、勤務開始日において減額支給対象職員であったもの 勤務開始日に係る減額基礎額の2分の1に相当する額
- 6 附則第3項の特地勤務手当経過措置基礎額が、勤務開始日に受けていた給料の月額及び同日に受けていた扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額(勤務開始日に減額支給対象職員であったもの)にあっては、当該額から、勤務開始日に係る減額基礎額の2分の1に相当する額を減じた額)と現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額(減額支給対象職員にあっては、当該額から、現に受ける給料月額に100分の0.5を乗じて得た額の2分の1に相当する額を減じた額)を合算した額を超えることとなる期間については、当該合算した額とする。

企業局

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成23年 3月31日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

**長野県人事委員会規則第2号**

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第42条の2第1号中「第42条の5第2項」を「第42条の4第2項」に改め、「(次条において「週休日の振替え」という。)」を削り、同条第2号中「第42条の5」を「第42条の4」に改める。

第42条の3を削り、第42条の4を第42条の3とし、第42条の5を第42条の4とし、第42条の6を第42条の5とする。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

人事委員会事務局

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成23年 3月31日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

**長野県人事委員会規則第3号**

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則(昭和46年長野県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条第1項中「別表第1の」の次に「1の表及び2の表のそれぞれ」を加える。

第3条の2中「勤務する職員」の次に「(前条の規定により特地勤務手当を支給されない職員を除く。)」を加え、同条を第3条の3とし、第3条の次に次の1条を加える。

(特地勤務手当を支給しない期間)

第3条の2 別表第1の2の表の左欄に掲げる公署に勤務する職員には、毎年11月1日から翌年3月31日までの期間(以下「冬期」という。)以外の期間は、特地勤務手当を支給しない。

第4条中「左欄」を「1の表及び2の表のそれぞれ左欄」に改める。

第5条に次の1項を加える。

5 第1項の規定にかかわらず、別表第2の2の表の左欄に掲げる公署に勤務する職員には、冬期以外の期間は、給与条例第27条の3第1項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給しない。第6条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、別表第2の2の表の左欄に掲げる公署に勤務する職員には、冬期以外の期間は、給与条例第27条の3第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給しない。別表を次のように改める。

(別表第1)(第2条、第3条関係)

特地公署及び級別区分表

1 1年を通じて特地勤務手当が支給される公署

公署	所在地	級別区分
川上村秋山警察官駐在所	南佐久郡川上村大字秋山779番地1	2級地
飯田市南信濃警察官駐在所	飯田市南信濃和田1505番地4	
根羽村警察官駐在所	下伊那郡根羽村5086番地4	
売木村警察官駐在所	下伊那郡売木村681番地2	

(備考) この表の所在地欄に掲げる所在地の表示は、平成23年4月1日における区域を示し、その後における当該区域に係る表示の変更によって影響されるものではない。

2 冬期に限り特地勤務手当が支給される公署

公署	所在地	級別区分
姫川砂防事務所	北安曇郡小谷村大字千国乙10307番地3	2級地
川上村原警察官駐在所	南佐久郡川上村大字原282番地1	
阿南町新野警察官駐在所	下伊那郡阿南町新野1195番地10	
平谷村警察官駐在所	下伊那郡平谷村461番地1	
松本市奈川警察官駐在所	松本市奈川4237番地1	
小谷村小谷警察官駐在所	北安曇郡小谷村大字中小谷丙12番地1	

(備考) 1 この表の公署欄に掲げる公署については、冬期以外の期間、準特地公署とみなす。  
 2 この表の所在地欄に掲げる所在地の表示は、平成23年4月1日における区域を示し、その後における当該区域に係る表示の変更によって影響されるものではない。

(別表第2)(第4条関係)

準特地公署表

1 1年を通じて特地勤務手当に準ずる手当が支給される公署

公署	所在地
下伊那南部建設事務所	下伊那郡天龍村平岡1262番地1
樺花ダム管理事務所管理第二課	長野市鬼無里字上土倉16943番地4
飯田市上村警察官駐在所	飯田市上村851番地9
天龍村警察官駐在所	下伊那郡天龍村平岡1264番地
大鹿村警察官駐在所	下伊那郡大鹿村大字大河原628番地
小谷村北小谷警察官駐在所	北安曇郡小谷村大字北小谷1845番地

(備考) この表の所在地欄に掲げる所在地の表示は、平成23年4月1日における区域を示し、その後における当該区域に係る表示の変更によって影響されるものではない。

2 冬期に限り特地勤務手当に準ずる手当が支給される公署

公署	所在地
阿智村浪合警察官駐在所	下伊那郡阿智村浪合1031番地
泰阜村警察官駐在所	下伊那郡泰阜村3296番地5
木曾町開田高原警察官駐在所	木曾郡木曾町開田高原末川4241番地11
王滝村警察官駐在所	木曾郡王滝村2717番地1
大桑村野尻警察官駐在所	木曾郡大桑村大字野尻1775番地1
白馬村交番	北安曇郡白馬村大字北城5854番地2
長野市大岡警察官駐在所	長野市大岡乙266番地1
栄村水内警察官駐在所	下水内郡栄村大字豊栄2739番地1
栄村塚警察官駐在所	下水内郡栄村大字北信3497番地1

(備考) この表の所在地欄に掲げる所在地の表示は、平成23年4月1日における区域を示し、その後における当該区域に係る表示の変更によって影響されるものではない。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(特地公署とされていた公署に勤務する職員の特地勤務手当等の月額等に関する経過措置)

第2条 この規則による改正後の特地勤務手当等に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第2条に定めるもののほか、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において一般職の職員の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第6号。以下「給与条例」という。)第26条に規定する特地公署(以下「特地公署」という。)とされていた公署は、平成25年3月31日までの間、特地公署とする。

2 前項の規定に基づき特地公署とされた公署に勤務する職員の給与条例第26条及び第27条の規定による特地勤務手当の月額は、改正後の規則第3条及び附則第2項から第6項までの規定にかかわらず、施行日の前日から引き続き当該公署に勤務している職員にあっては特地勤務手当経過措置基礎額に当該公署の同日における級別区分に係る支給割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)から給与条例第17条の3の規定による地域手当の額(減額支給対象職員(給与条例附則第5項、長野県学校職員の給与に関する条例(昭和29年長野県条例第2号)附則第6項又は長野県警察職員の給与に関する条例(昭和29年長野県条例第30号)附則第15項の規定により給与が減ぜられて支給される職員をいう。以下同じ。))にあっては、当該額から当該地域手当に係る給与条例附則第5項第2号に定める額に相当する額を減じた額)を控除した額に、施行日から平成24年3月31日までの間にあっては100分の70を、同年4月1日から平成25年3月31日までの間にあっては100分の40を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)、当該職員以外の者にあっては当該職員との権衡を考慮して別に人事委員会が定める額とする。

3 前項の特地勤務手当経過措置基礎額は、改正後の規則第3条第2項各号に定める日(特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則(平成10年長野県人事委員会規則第4号)附則第2項の規定により読み替えられる場合にあっては、平成10年4月1日。次項及び第5項において同じ。)に受けていた給料の月額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)以外の職員であってその日において育児短時間勤務職員等であったものにあつてはその月額をその日における職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和27年長野県条例第9号)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「育児短時間算出率」という。))で除して得た額、育児短時間勤務職員等であつてその日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったものにあつてはその月額に育児短時間算出率を乗じて得た額、育児短時間勤務職員等であつてその日において育児短時間勤務職員等であったものにあつてはその月額をその日における育児短時間算出率で除して得た額に育児短時間算出率を乗じて得た額。第5項において同じ。))及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額と施行日の前日を受けていた給料の月額(育児短時間勤務職員等以外の職員であつてその日において育児短時間勤務職員等であったものにあつてはその月額をその日における育児短時間算出率で除して得た額、育児短時間勤務職員等であつてその

日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったものにおいてはその月額に育児短時間算出率を乗じて得た額、育児短時間勤務職員等であってその日において育児短時間勤務職員等であったものにおいてはその月額をその日における育児短時間算出率で除して得た額に育児短時間算出率を乗じて得た額)及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額を合算した額とする。

4 次に掲げる職員の第2項の特地勤務手当経過措置基礎額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による特地勤務手当経過措置基礎額から、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額を減じた額とする。

(1) 施行日の前日において減額支給対象職員であって、改正後の規則第3条第2項各号に定める日において減額支給対象職員であったもの 改正後の規則第3条第2項各号に定める日に受けていた給料月額(育児短時間勤務職員等以外の職員であってその日において育児短時間勤務職員等であったものにおいてはその月額をその日における育児短時間算出率で除して得た額、育児短時間勤務職員等であってその日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったものにおいてはその月額に育児短時間算出率を乗じて得た額、育児短時間勤務職員等であってその日において育児短時間勤務職員等であったものにおいてはその月額をその日における育児短時間算出率で除して得た額)に100分の0.5を乗じて得た額(第3号及び次項において「勤務することとなった日等に係る減額基礎額」という。)と施行日の前日を受けていた給料月額(育児短時間勤務職員等以外の職員であってその日において育児短時間勤務職員等であったものにおいてはその月額をその日における育児短時間算出率で除して得た額、育児短時間勤務職員等であってその日において育児短時間勤務職員等であったものにおいてはその月額をその日における育児短時間算出率で除して得た額)に100分の0.5を乗じて得た額(次号において「施行日の前日における減額基礎額」という。)を合算した額の2分の1に相当する額

(2) 施行日の前日において減額支給対象職員であって、改正後の規則第3条第2項各号に定める日において減額支給対象職員以外の職員であったもの 施行日の前日における減額基礎額の2分の1に相当する額

(3) 施行日の前日において減額支給対象職員以外の職員であって、改正後の規則第3条第2項各号に定める日において減額支給対象職員であったもの 勤務することとなった日等に係る減額基礎額の2分の1に相当する額

5 第2項の特地勤務手当経過措置基礎額が、改正後の規則第3条第2項各号に定める日に受けていた給料の月額及び同日に受けていた扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額(改正後の規則第3条第2項各号に定める日に減額支給対象職員であったものにおいては、当該額から、勤務することとなった日等に係る減額基礎額の2分の1に相当する額を減じた額)と現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額(減額支給対象職員においては、当該額から、現に受ける給料月額に100分の0.5を乗じて得た額(第10項において「現在における減額基礎額」という。)の2分の1に相当する額を減じた額)を合算した

額を超えることとなる期間については、当該合算した額とする。

6 第2項の規定の適用を受ける職員については、改正後の規則第3条の3の規定は、適用しない。

7 第1項の規定に基づき特地公署とされた公署に勤務する職員の給与条例第27条の3第1項又は第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、改正後の規則第5条第2項から第4項まで、第6条第2項及び附則第8項から第12項までの規定にかかわらず、施行日の前日から引き続き当該公署に勤務している職員にあっては次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額、同日から引き続き当該公署に勤務している職員以外の者にあっては当該職員との権衡を考慮して別に人事委員会が定める額とする。

(1) 施行日において改正後の規則別表第2の2の表の左欄に掲げる公署に該当することとなった公署に勤務する職員 次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 毎年11月1日から翌年3月31日までの期間(以下「冬期」という。)以外の期間 準ずる手当経過措置基礎額に100分の2を乗じて得た額に、施行日から平成24年3月31日までの間にあっては100分の70を、同年4月1日から平成25年3月31日までの間にあっては100分の40を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

イ 冬期 改正後の規則第5条第2項から第4項まで、第6条第2項又は附則第8項から第12項までの規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額

(2) 前号に掲げる職員以外の職員(施行日において改正後の規則別表第2の1の表の左欄に掲げる公署に該当することとなった公署に勤務する職員を除く。) 前号アに定める額

8 前項の準ずる手当経過措置基礎額は、改正後の規則第5条第2項(同条第3項又は第4項において読み替えられる場合を含む。)又は第6条第2項に規定する日(次項において「異動の日等」という。)を受けていた給料の月額(育児短時間勤務職員等以外の職員であってその日において育児短時間勤務職員等であったものにおいてはその月額をその日における育児短時間算出率で除して得た額、育児短時間勤務職員等であってその日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったものにおいてはその月額に育児短時間算出率を乗じて得た額、育児短時間勤務職員等であってその日において育児短時間勤務職員等であったものにおいてはその月額をその日における育児短時間算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額の合計額とする。

9 異動の日等において減額支給対象職員であった職員の第7項の準ずる手当経過措置基礎額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による準ずる手当経過措置基礎額から、異動の日等を受けていた給料月額(育児短時間勤務職員等以外の職員であってその日において育児短時間勤務職員等であったものにおいてはその月額をその日における育児短時間算出率で除して得た額、育児短時間勤務職員等であってその日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったものにおいてはその月額に育児短時間算出率を乗じて得た額、育児短時間勤務職員等であってその日において育児短時間勤務職員等であったものにおいてはその月額をその日における育児短時間算出率で除して得た額)に100分の0.5を乗じて得た額を減じた額とする。

10 第7項の準ずる手当経過措置基礎額が、当該職員の現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額(減額支給対象職員においては、当該合計額から現在における減額基礎額を減じた額)を超えるこ

ととなる期間については、当該合計額とする。

11 第7項の規定の適用を受ける職員（同項第2号の規定の適用を受ける職員を除く。）については、施行日から平成24年10月31日までの間は、改正後の規則第5条第5項及び第6条第3項の規定は、適用しない

（別表第1の2の表の左欄に掲げる公署に該当することとなった公署に勤務する職員の特地勤務手当の月額に関する経過措置）

第3条 施行日の前日において特地公署とされていた公署のうち、施行日に改正後の規則別表第1の2の表の左欄に掲げる公署に該当することとなった公署に勤務する職員の給与条例第27条の規定による特地勤務手当（冬期以外の期間に支給するものに限る。）の月額は、改正後の規則第3条及び附則第2項から第6項までの規定にかかわらず、平成24年10月31日までの間、施行日の前日から引き続き当該公署に勤務している職員にあっては前条第2項の特地勤務手当経過措置基礎額に当該公署の同日における級別区分に係る支給割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）から給与条例第17条の3の規定による地域手当の額（減額支給対象職員にあっては、当該額から当該地域手当に係る給与条例附則第5項第2号に定める額に相当する額を減じた額）を控除した額に、施行日から平成23年10月31日までの間にあっては100分の70を、平成24年4月1日から同年10月31日までの間にあっては100分の40を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）、当該職員以外の者にあっては当該職員との権衡を考慮して別に人事委員会が定める額とする。

2 前項の規定の適用を受ける職員については、施行日から平成24年10月31日までの間は、改正後の規則第3条の2の規定は、適用しない。

3 第1項の規定の適用を受ける職員については、冬期以外の期間は、改正後の規則第3条の3の規定は、適用しない。

（準特地公署とされていた公署に勤務する職員の特地勤務手当に準ずる手当の月額に関する経過措置）

第4条 施行日の前日において給与条例第27条の3第1項に規定する準特地公署（以下この条及び次条において「準特地公署」という。）とされていた公署のうち施行日において改正後の規則別表第1の1の表及び2の表並びに別表第2の1の表及び2の表のそれぞれ左欄に掲げる公署のいずれにも該当しないこととなった公署は、平成25年3月31日までの間、準特地公署とし、当該公署に勤務する職員の給与条例第27条の3第1項又は第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、改正後の規則第5条第2項から第4項まで、第6条第2項及び附則第8項から第12項までの規定にかかわらず、施行日の前日から引き続き当該公署に勤務している職員にあっては附則第2条第7項の準ずる手当経過措置基礎額に100分の2を乗じて得た額に、施行日から平成24年3月31日までの間にあっては100分の70を、同年4月1日から平成25年3月31日までの間にあっては100分の40を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）、当該職員以外の者にあっては当該職員との権衡を考慮して別に人事委員会が定める額とする。

（別表第2の2の表の左欄に掲げる公署に該当することとなった公署に勤務する職員の特地勤務手当に準ずる手当の月額に関する経過措置）

第5条 施行日の前日において準特地公署とされていた公署のうち、

施行日に改正後の規則別表第2の2の表の左欄に掲げる公署に該当することとなった公署に勤務する職員の給与条例第27条の3第1項又は第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当（冬期以外の期間に支給するものに限る。）の月額は、改正後の規則第5条第2項から第4項まで、第6条第2項及び附則第8項から第12項までの規定にかかわらず、平成24年10月31日までの間、施行日の前日から引き続き当該公署に勤務している職員にあっては附則第2条第7項の準ずる手当経過措置基礎額に100分の2を乗じて得た額に、施行日から平成23年10月31日までの間にあっては100分の70を、平成24年4月1日から同年10月31日までの間にあっては100分の40を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）、当該職員以外の者にあっては当該職員との権衡を考慮して別に人事委員会が定める額とする。

2 前項の規定の適用を受ける職員については、施行日から平成24年10月31日までの間は、改正後の規則第5条第5項及び第6条第3項の規定は、適用しない。

人事委員会事務局

住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成23年3月31日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

#### 長野県人事委員会規則第4号

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（昭和49年長野県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「配偶者（）」を「職員の扶養親族たる者（給与条例第14条第1項に規定する扶養親族で給与条例第16条第1項の規定による届出がされている者に限る。以下この号において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者（）」に改め、「含む。以下」の次に「この号において」を加え、「（給与条例第14条第1項に規定する扶養親族で同条例第16条第1項の規定による届出がされている者に限る。以下同じ。）」及び「及び次条第2号に掲げる住宅」を削る。

第3条を削る。

第4条中「第17条の6第3号」を「第17条の6第2号」に改め、同条を第3条とする。

第5条の見出し中「給与条例第17条の6第3号の」を削り、同条中「第17条の6第3号」を「第17条の6第2号」に改め、同条を第4条とする。

第6条及び第7条を削る。

第8条第1項第2号から第4号までを次のように改める。

(2) 住宅の所在地、種類並びに所有者及び貸主

(3) 入居日又は退去日

(4) 家賃等

第8条を第5条とし、第9条を第6条とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

（長野県人事委員会事務処理規則の一部改正）

2 長野県人事委員会事務処理規則（昭和39年長野県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第2の4の(4)のア中「第5条第1号」を「第4条第1号」に改め、同(4)のイ中「第5条第4号」を「第4条第4号」に改め、同(4)のウ及びエを削る。

人事委員会事務局

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成23年3月31日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

#### 長野県人事委員会規則第5号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成4年長野県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第8条」を「第2条第3号ア(ウ)、第2条の2第3号イ、第8条、第19条第2号イ」に、「育児短時間勤務及び部分休業」を「育児休業等」に改める。

第4条を第7条とする。

第3条中「職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（昭和27年長野県人事委員会規則第4号）第8条第1項の表の第8号の事由に該当する休暇の承認を受けている」を「次の各号に掲げる」に、「、条例第20条第2項」を「、同項」に、「1日につき2時間から当該承認を受けている休暇の時間を減じた」を「当該各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める」に改め、同条に次の2号を加える。

- (1) 職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（昭和27年長野県人事委員会規則第4号）第8条第1項の表の第8号の事由に該当する休暇の承認を受けている職員 1日につき2時間から当該承認を受けている休暇の時間を減じた時間
- (2) 非常勤職員 1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間（当該非常勤職員が職員の勤務時間及び休暇等に関する規則第12条第4項の規定により人事委員会が定める特別休暇（満1歳に達しない子を育てる場合の特別休暇に限る。）を承認されている場合にあっては、当該時間又は2時間から当該特別休暇を承認されている時間を減じた時間のいずれか短い時間）

第3条を第6条とし、同条の前に次の1条を加える。

（条例第19条第2号イの人事委員会が定める非常勤職員）

第5条 条例第19条第2号イの人事委員会が定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員（週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員にあっては、1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員）であって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものとする。

第2条を第4条とし、第1条の次に次の2条を加える。

（条例第2条第3号ア(ウ)の人事委員会が定める非常勤職員）

第2条 条例第2条第3号ア(ウ)の人事委員会が定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員（週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員にあっては、1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員）とする。

（条例第2条の2第3号イの人事委員会が定める場合）

第3条 条例第2条の2第3号イの人事委員会が定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 子（条例第2条の2第3号イの当該子をいう。次号において同じ。）について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合
- (2) 常態として子を養育している当該子の親である配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合
  - ア 死亡した場合
  - イ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により子を養育することが困難な状態になった場合
  - ウ 常態として子を養育している当該子の親である配偶者が当該子と同居しないこととなった場合
  - エ 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である場合又は産後8週間を経過しない場合

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

人事委員会事務局

平成22年12月に支給する期末手当の額の特例に関する規則を廃止する規則をここに公布します。

平成23年3月31日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

#### 長野県人事委員会規則第6号

平成22年12月に支給する期末手当の額の特例に関する規則を廃止する規則

平成22年12月に支給する期末手当の額の特例に関する規則（平成22年長野県人事委員会規則第12号）は、廃止する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会事務局

平成23年4月1日における号俸の調整に関する規則をここに公布します。

平成23年3月31日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

#### 長野県人事委員会規則第7号

平成23年4月1日における号俸の調整に関する規則

（調整対象昇給日に昇給した職員のうち調整の対象から除かれる職員）

第1条 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年長野県条例第29号。次条において「改正一般職員給与条例」という。）附則第5項、長野県学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年長野県条例第30号。次条において「改正学校職員給与条例」という。）附則第3項又は長野県警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年長野県条例第31号。次条において「改正警察職員給与条例」という。）附則第3項の昇給の号俸数の決定の状況を考慮して人事委員会が定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 平成22年1月1日（以下「調整対象昇給日」という。）における一般職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第6号）第8条第1項、長野県学校職員の給与に関する条例（昭

和29年長野県条例第2号)第11条第1項又は長野県警察職員の給与に関する条例(昭和29年長野県条例第30号)第8条第1項の規定による昇給後の号俸が、その職員の属する職務の級における最高の号俸である職員(調整対象昇給日から平成23年4月1日(以下「調整日」という。)までの期間(以下「特定期間」という。)に給料表の適用を異にする異動(以下「給料表異動」という。)をした職員を除く。)

- (2) 調整対象昇給日において決定された昇給の号俸数が職員の給与に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第2号)第28条第2項の規定による昇給の号俸数(以下この号において「期間割昇給号俸数」という。)である職員であって、当該期間割昇給号俸数と、職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則(平成20年長野県人事委員会規則第10号)附則第2項の規定の適用がないものとした場合の当該調整対象昇給日における期間割昇給号俸数とが等しくなるもの(次号及び次条第3号アにおいて「期間割非抑制職員」という。)(特定期間に給料表異動をした職員を除く。)
- (3) 特定期間に給料表異動をした職員であって、調整対象昇給日の前日に当該給料表異動(当該給料表異動が2以上あるときは、当該給料表異動のうち最後にした給料表異動。次条第3号において同じ。)があったものとした場合に、当該調整対象昇給日においてその職員の属する職務の級における最高の号俸を受けることとなるもの又は期間割非抑制職員に該当することとなるもの
- (4) 前3号に掲げる職員に相当するものとして人事委員会が定めるもの

(調整対象昇給日に昇給した職員との権衡上調整の対象となる職員)

第2条 改正一般職員給与条例附則第5項、改正学校職員給与条例附則第3項又は改正警察職員給与条例附則第3項の当該職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会が定める職員は、調整対象昇給日に一般職の職員の給与に関する条例第8条第1項、長野県学校職員の給与に関する条例第11条第1項又は長野県警察職員の給与に関する条例第8条第1項の規定により昇給した職員以外の職員のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となり、職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成18年長野県人事委員会規則第3号)附則第4項の規定により号俸を決定された者であって、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成21年11月1日(同項に規定する特定職員にあっては、同年10月1日)前となるもの(新たに職員となった日から調整日までの間に給料表異動をした職員及び次号に掲げる職員を除く。)
- (2) 調整対象昇給日前に職員から人事交流等により引き続き企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和43年長野県条例第22号)第1条に規定する企業職員又は国、他の地方公共団体若しくは職員の給与に関する規則第16条第1項に規定する人事委員会が別に定める団体の職員となった職員であって、特定期間に当該者から人事交流等により引き続いて職員となった者のうち人事委員会が定めるもの(人事交流等により引き続いて職員となった日から調整日までの間に給料表異動をした職員を除く。)
- (3) 特定期間に給料表異動をした職員であって、次に掲げるものア 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者以外の者又は当該期間に人事交流等により新たに職員となった者であって、調整対象昇給日の前日に当該給料表異動があったものとした場合に、当該調整対象昇給日におい

て受けることとなる号俸がその職員の属する職務の級における最高の号俸でなく、かつ、期間割非抑制職員に該当しないこととなるもの(次号に掲げる職員及び人事委員会が定める職員を除く。)

- イ 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となり、職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成18年長野県人事委員会規則第3号)附則第4項の規定により号俸を決定された者(人事交流等により新たに職員となった者を除く。)であって、新たに職員となった日から当該給料表異動後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成21年11月1日(同項に規定する特定職員にあっては、同年10月1日)前となるもの
- (4) 調整対象昇給日以前において、休職にされていた期間、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第55条の2第1項ただし書の許可を受けていた期間、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年長野県条例第1号)第2条の規定により派遣されていた期間、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年長野県条例第38号)第2条の規定により派遣されていた期間、休暇のため引き続いて勤務していなかった期間、職員の自己啓発等休業に関する条例(平成20年長野県条例第45号)第2条の規定により自己啓発等休業をしていた期間、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条の規定により育児休業をしていた期間又は教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条の規定により大学院修学休業をしていた期間がある職員であって、平成21年1月1日から調整日の前日までの間に復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至ったもののうち、人事委員会が定める職員
- (5) 前各号に掲げるもののほか、他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める職員

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。  
(職員の給与に関する規則の一部改正)
- 2 職員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。  
第33条の2第2号中「第5条第3項又は」を「第5条第3項、」に改め、「第12条」の次に「、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成22年長野県条例第29号)附則第6項の規定により読み替えられた同条例附則第5項、長野県学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成22年長野県条例第30号)附則第4項の規定により読み替えられた同条例附則第3項又は長野県警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成22年長野県条例第31号)附則第4項の規定により読み替えられた同条例附則第3項」を加える。  
(職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)
- 3 職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成18年長野県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。  
附則第4項中「さかのぼった」を「遡った」に改め、「平成22年1月1日まで」の次に「(平成23年4月1日以後に新たに職員となり、同日において43歳に満たない者)にあっては、平成19年1月1日から平成21年1月1日まで)」を加える。

人事委員会事務局